

社会教育関係団体 登録のしおり

古河市教育委員会 生涯学習課

●社会教育関係団体とは

社会教育に関する活動を行うことを主な目的とし、自主的な運営を行っており、制度に基づき登録をした団体のことです。登録により、古河市ホームページに団体の情報が公開され、活動範囲を拡大することや、施設利用料を減額して使用することができます。

●登録することができる団体

登録するには、1～6の要件をすべて満たしている団体であることが必要です。

1. 市民に広く開かれた団体であり、主たる活動の場所および団体代表の連絡先が、市内であること。

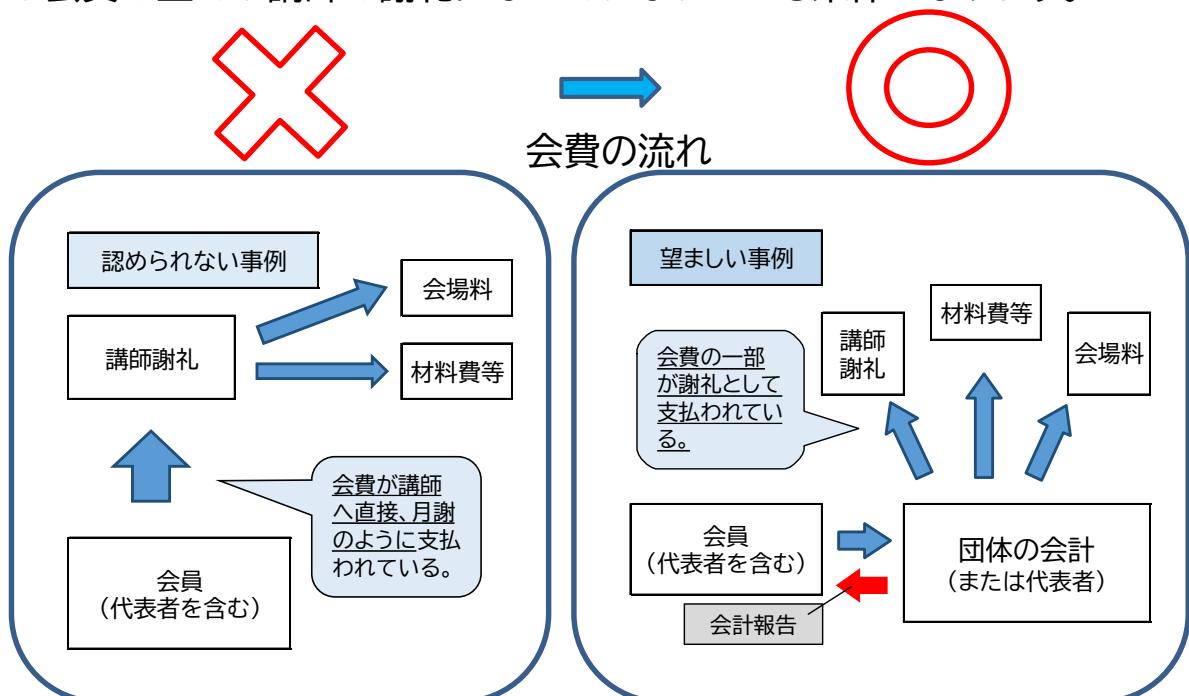
2. 構成員が5人以上あり、その3分の2以上の者が市内に在住、在勤、在学であること。

※家族のみ、学生のみ、または一企業等の関係者のみで構成している団体は登録できません。また、未成年者により組織される団体には、成年の育成者または指導者が必要です。

3. 営利を目的としていないこと。

塾やカルチャースクールのように講師(指導者)が中心となり、月謝(会費)・参加費等を徴収した活動をしていないこと。

※会費の全てが講師の謝礼になっていないことも条件となります。



4. 特定の政党や候補者、宗教、宗派、教団等の利害に関与しないこと。
5. 団体の代表者(市内に在住または在勤している者で、有償の講師または指導者でないものに限る。)を定めており、かつ、団体独自の意志を持ち、社会教育活動を行うことができるこ。
6. 活動のための自己財源および団体独自の経理事務を行うことができ、年間予算のうち、大半が社会教育に関する事業に支出されていること。

«ご注意ください»

団体支援の公平性及び施設の有効利用のため、団体の活動状況が基準に満たないことが判明したり、虚偽の届出が判明した場合は、登録を取り消す場合があります。活動に関する運営・保険加入等は各団体で行ってください。

★社会教育関係団体の活動とは認められない事例

- 企業や学校の部活動・クラブ活動・サークル等の一環として活動を行っている団体。
- 非営利な活動であっても、会費が著しく高額である団体。
- 登録申請した会員数と施設利用の際の人数に大きく差があり、利用実態に合わない団体。
- 申請した活動内容と実態活動が著しく隔たりがある団体。
- 活動を行う都度、不特定多数の人から参加費等の金銭を集め、営利性があると認められる活動を行っている団体。

●登録申請の方法

新規登録または登録の更新を希望する団体は、団体が主に利用する公共施設(公民館、体育館、文化施設)または生涯学習課へ、「社会教育関係団体登録申請書(様式第1号)」と、次に掲げる書類を添えて申請してください。

各種様式は古河市のホームページからもダウンロードすることができます。

1. 登録申請書(様式第1号)記入上の注意

- 「③団体連絡先」の電話番号等については、電話番号・ファックス・メールアドレスのいずれかをご記入してください。
- 「④活動内容」については、PRしたいことや講師の情報などをできるだけ分かりやすく記入してください。
【例:わたしたちはヨガのサークルです。50代の女性メンバーを中心に、毎週月曜日と水曜日にはなももプラザで活動しています。楽しい雰囲気で、初心者の方でも安心して楽しめます。ぜひ見学に来てください。】
- 記入する際は消せるボールペン(フリクションペン)は使用しないでください。

2. 添付が必要な書類

① 規約または会則

この規約または会則内で、代表者、会計、監査など、詳細を決めてください。

② 会員名簿

会員全員の氏名・住所(大字まででも可)・年齢を記入してください。また、古河市外在住で古河市内に在勤または在学の場合は、事業所または学校名を記入してください。

③ 活動報告書

申請の時点で、総会の承認を得ている直近のものを提出してください。新規で申請をする団体については、省略することができます。

④ 予算書及び決算書

- 申請の時点で、属している年度の決算書と次年度の予算書を提出してください(コピー可)。決算書については、活動年度を終えていない場合は見込みでも構いません。
- 新規で登録する団体については、予算書のみ提出してください。

★登録の有効期限

登録をした日の属する年度の翌々年度の末日までで最長3年度間です。

【例:2026年1月に更新申請 ⇒ 有効期限 2029年3月31日】

【例:2026年4月以降に新規登録 ⇒ 有効期限 2029年3月31日】

※なお、登録の更新については、各団体に通知・連絡等を行うことはありません。

★登録の更新

登録証の期限の3ヶ月前(その年の1月)から、更新手続きをすることができます。

★変更・再発行・登録辞退について

1. 代表者・活動内容等に変更があった場合は、「社会教育関係団体登録変更届(様式第4号)」に変更箇所を記入し提出してください。
2. 紛失等により登録証の再発行を希望する場合は、「社会教育関係団体登録証再発行申請書(様式第5号)」を提出してください。
3. 活動を停止した場合は、速やかに「社会教育関係団体登録辞退届(様式第6号)」を記入し、登録証を添付して提出してください。
4. 団体名が変更になる場合は、新規登録と同様の手続きが必要となります。

★申請書類提出先

以下の施設等で受け付けております。主な活動場所となる施設、または最寄りの施設等で申請してください。

生涯学習課 (古河庁舎 2 階)	中央公民館 (社会教育施設課)	イーエスはなもも 体育館(中央運動 公園総合体育館)	ゴヨーふれあい スポーツセンター
いちょうプラザ	つつみ公民館	ユーセンターKI 防水	共和電設 とねミドリ館
古河断熱 東公民館	古河断熱 中田公民館	山水 はなももプラザ	野本電設工業 コスモスプラザ
さくら公民館	ふれあい公民館	街角美術館	古河文学館
三和図書館			

施設使用料の減免手続きを行う場合は、必ず登録証の原本を提示してください。

※ 登録証は主な活動場所だけでなく、別の施設においても、使用料減免のために必要となります。各施設において、画一的な対応をするために、登録証のコピーは作成しないでください。

Q & A

Q. 登録証の更新時期が近づいたこと知らせてもらえませんか？

A. 各団体に通知・連絡はいたしません。

3ヶ月前から更新の手続きができるため、古河市お知らせページ（例年1月号。紙面構成の都合で2月1日号になることもあります。）にて、「登録更新ができます」というご案内をいたしますので、その際にご自身の団体登録証の有効期限をご確認ください。

Q. 每年5月に総会を開催していますが、3月に翌年度分の更新手続きをする際に提出する予算書・決算書は、いつのものが必要ですか？

A. 直近の会の総会で承認を得ている予算書・決算書で構いません。

Q. 提出する予算書・決算書は原本でなければいけませんか？

A. 会の総会で承認を得ている予算書・決算書であれば、そのコピーでも構いません。新規登録・更新のために作成したものであれば原本を提出してください。

◆問い合わせ

古河市教育委員会 生涯学習課

〒306-8601

古河市長谷町 38-18 古河市役所古河庁舎2階

電話 0280-22-5111(内線 2109・2110)

ファックス 0280-22-7114

メールアドレス shougai@city.ibaraki-koga.lg.jp